

令和2年調査と同じ推計方法を用いた過去分の集計結果について

賃金構造基本統計調査については、令和2年調査より、調査項目及び推計方法の見直しを行いました。

これに伴い、過去の調査結果との接続性の観点から、平成18年調査から令和元年調査について、令和2年調査と同じ推計方法で集計を行った結果を参考系列として掲載しました。なお、この参考系列の集計結果をもって過去の公表値を訂正するものではありません。

【推計方法の概要】

○復元倍率算出方法の見直し

賃金構造基本統計調査においては、事業所の抽出に対応する事業所復元倍率と労働者の抽出に対応する労働者復元倍率の積を復元倍率として用いています。

事業所復元倍率については、これまでは標本事業所抽出時における抽出率の逆数を用いていましたが、回収率の影響を受けないよう、母集団に対する有効回答事業所数の割合の逆数としました。

また、労働者復元倍率については、これまでは各事業所における標本労働者抽出時の規定の抽出率の逆数を用いていましたが、より精緻な復元が可能となるよう、雇用形態（正社員・正職員、正社員・正職員以外、臨時労働者）別に、実際に抽出された労働者数の割合の逆数としました。

○短時間労働者の集計要件の見直し

これまでは、医師、歯科医師、高等学校教員、大学教授、大学准教授、大学講師、各種学校・専修学校教員、個人教師、塾・予備校講師といった一部の職種に該当する短時間労働者で1時間当たり所定内給与額が3,000円を超える者を除外して集計していました（なお、職種別の集計では、その職種の賃金の実態と乖離するため、これまでも全労働者を集計対象としています）が、短時間労働者の全体像を把握するという観点から、職種や賃金による除外を行わず、短時間労働者全体を集計対象としました。

令和2年調査における主な変更点は、以下 URL の利用上の注意における5以降をご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2020/chuui.html>